

第二百十回
参議院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会会議録第三号

令和四年十一月九日(水曜日)
午前十時二十六分開会
出席者は左のとおり。
委員長 鶴保 庸介君
理事 三宅 伸吾君
山田 太郎君
杉尾 秀哉君
平木 大作君
委員 越智 俊之君
滝波 宏文君
友納 理緒君
長谷川英晴君
船橋 利実君
山本 啓介君
山本佐知子君
小沼 巧君
岸 真紀子君
上田 勇君
猪瀬 直樹君
柳ヶ瀬裕文君
芳賀 道也君
伊藤 岳君
浜田 聡君
国務大臣 河野 太郎君
(デジタル大臣)
国務大臣 (内閣府特命担当大臣(地方創生)) 岡田 直樹君
大臣政務官 厚生労働大臣政務官 本田 顕子君

事務局側

常任委員会専門員 宮崎 一徳君
常任委員会専門員 佐藤 研資君
政府参考人 内閣官房内閣審議官 加藤 主税君
内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局審議官 内田 幸雄君
内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局審議官 布施田英生君

内閣官房内閣審議官 中村 広樹君
内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局審議官 三浦 聡君
内閣府規制改革推進室次長 辻 貴博君
内閣府地方創生推進事務局審議官 山澄 克君
個人情報保護委員会事務局審議官 村上 敬亮君
デジタル庁統括官 デジタル庁統括官 二宮 清治君
総務省大臣官房審議官 国土交通省自動車局長 野津 真生君

本日の会議に付した案件
○政府参考人の出席要求に関する件
○地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会会議録第三号 令和四年十一月九日【参議院】

総合的な対策樹立に関する調査

(スーパーシティ型国家戦略特別区域制度の在り方に関する件)
(デジタル田園都市国家構想交付金の申請要件に関する件)
(国家戦略特別区域制度を活用した法人農地取得事業の全国展開に関する件)
(医療機関におけるサイバーセキュリティ対策への支援に関する件)
(岡田国務大臣が代表を務める政党支部の広報掲示板に係る管理料に関する件)
(中小企業のための規制改革に関する件)

○委員長(鶴保庸介君) ただいまから地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会を開会いたします。
政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する総合的な対策樹立に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房内閣審議官加藤主税君外十名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(鶴保庸介君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鶴保庸介君) 地方創生及びデジタル社会の形成等に関する総合的な対策樹立に関する調査を議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。
○平木大作君 公明党の平木大作でございます。今日は質問のトップバッターを務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

まず最初に、スーパーシティ型国家戦略特別区についてお伺いをしていきたいと思っております。

これは、今、岡田大臣の下で進めていただいているデジタル田園都市国家構想、この中でも一つのモデルケースとして政府としても推進をしているというふうに認識をしております。

ちょうど先月の十二日、岡田大臣ですね、このスーパーシティに指定を受けました茨城県つくば市、実際に訪問されました。その構想の内容を伺うと同時に様々な最先端の技術も体験されたというふうにお伺いしております。

まず、現地に行かれた感想と、そして今後の推進に向けた御決意についてお伺いしたいと思っております。
○国務大臣(岡田直樹君) お答えを申し上げます。

平木委員から御紹介いただきましたとおり、私は、先月十二日に茨城県つくば市のスーパーシティの取組を視察させていただきました。地域住民の身近な課題の解決に向けて様々な取組が着実に進められていることを確認してまいりました。

例えば、パーソナルモビリティや分身ロボットなどの視察では、誰一人取り残さないとし上げておりますが、そうした包摂的な社会のモデルを構築するために、最先端技術を活用して高齢者や障害者、子育て世帯の方々の日常生活や社会参画を支援する取組の重要性も改めて強く感じてまいりましたところでありませぬ。

具体的に申し上げますと、私は、立ち乗りタイプとか着座タイプとか四種類の異なるパーソナルモビリティに試乗、試し乗りをさせていただいて、これらのサービスが高齢者の方々を含めて様々なニーズに対応した移動支援に役立つものであることを実感してまいりました。また、障害者の方の遠隔操作で東京日本橋のカフェで働く分身

業者との契約において、サービス仕様適合開示書やサービスレベルアグリーメントを用いて、事業者との分担や事業者の義務を明記する必要性を示しております。

また、総務省、経済産業省により策定されている医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全ガイドラインにおきましては、システム提供事業者側に対して、医療機関等との間で医療情報システムの安全管理について役割分担の明確化等を図るために、サービス仕様開示書及びサービスレベル合意書を用いて、医療機関等へ情報を提起すべき項目を具体的に明示し、適切に共通理解を得るよう示しているところでございます。

引き続き、医療機関のサイバーセキュリティ対策を含む医療情報システムの安全管理が適切になされるように、関係省庁と連携し必要な対策を行っていただきたいと考えております。

○芳賀道也君 病院側、このIT企業側、共に責務を負うよう、しっかりとルール化してこの病院を守っていただきたい。まさに、コロナ禍でただでさえ混乱している医療機関ですから、それ以外のことでも混乱しないように、しっかりとルールを定め、また必要な援助を行って、守っていただきたいと思っております。

次に、このサイバー攻撃を受けたような病院だけではないで、今、サイバーセキュリティ対策が全国の病院、診療所で十分に実施される必要がある、また脆弱であることも明らかになっている。

そこで、この今進められているオンライン資格確認についてなんですが、このオンライン資格確認の義務化、これは十分なセキュリティ対策が取られた後というふうにするべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○大臣政務官(本田顕子君) 質問の件でございますけれども、結論で申しますと、全国の医療機関等で速やかに厚生労働省としても導入していただきたいと考えております。

そのゆえんでございますけれども、オンライン資格確認で用いる医療機関等のネットワーク改正是、悪意のある第三者からの攻撃による情報漏えいを防ぐため、通信事業者が独自に保有をする閉域ネットワーク等を利用し、セキュリティを確保しております。また、電子証明書による端末の認証やデータの暗号化を行い、データの紛失、漏えい及び改ざん防止を図るとともに、ウイルス対策に万全な措置を講じ、安全性を確保しております。

さらに、厚生労働省では、個人情報保護法等を根拠とした医療情報システムの安全管理に関するガイドラインを定めており、閉域ネットワーク等で接続する場合でも、医療機関等の内部ネットワークにおいて、ウイルス対策ソフトやOSの更新等、リスクに対してセキュリティ対策を適切に使用すること等を医療機関に求めております。

仮に、医療機関にサイバー攻撃等のセキュリティ事案が生じた場合は、医療情報システム安全管理に関するガイドラインに基づき、厚生労働省へ報告を行うほか、オンライン資格等システムを運営している社会保険診療報酬支払基金に報告をするよう、医療機関向けの専用サイトにおいて周知しております。報告を受けた社会保険診療報酬支払基金は、オンライン資格確認の利用停止、ネットワーク回線の遮断などの対応を講じることとなっております。これは、この前の大阪の病院につきましてもそうしたことで漏えいはなされていないということを確認しております。

こうしたことから、オンライン資格確認については、国民の皆様様にマイナンバーカードを受診していただくことで、健康、医療に関する多くのデータに基づいたより良い医療を受けていただくことが可能となるので、様々なメリットを皆様にご認識していただけて、全国の医療機関でも速やかに導入していただきたいと考えております。

○芳賀道也君 便利になることを否定するわけではなく、コロナ禍で大変な混乱を起している病院、配付資料でも、全国保険医団体連合会の調査、賛成が九％、反対が七三％、医療機関で実際にオンライン資格確認を導入したトラブル、不具合を経験したところが四割を超えていて、資料五ページの下を見ていただくと、その不具合のうち、被保険者の情報が迅速に反映されない六割、カードリーダーの不具合四割ということで、実際に混乱も起きています。

こういったことのないように、是非、余りにも性急なこのオンライン資格ですね、義務化、これは少し、延期も含めて、混乱を避けるために考えていただきたい。

最後に、河野大臣にお聞きしたいんですが、厚生労働省関係は大臣の所管ではありませんでしょうか、様々なデジタル上でのそうしたサイバー攻撃であるとか、先ほども、河野大臣は岸委員の質問に、一人一人に合った便利さを追求していくということ、それから御懸念に対しては丁寧に対応していくんだという御答弁をいただきましたけれども、こうした今の審議を聞いていて、オンライン資格確認も含めて、便利になることはないというところが、混乱するのではあつてはならないか、両面あると思うので、御感想でも一

○国務大臣(河野太郎君) ありがとうございます。マイナンバーカードと保険証を一体化することによりまして、一々保険証を切り替えなくても済む、あるいはデータに基づいた質の高い医療を受けられるという大きなメリットがございます。他方、多くの懸念、不安の声がデジタル庁に寄せられているのも事実でございますので、そうしたことについて一つ一つ丁寧にお答えをしたいと思いますというふうに思っております。

その上で、国民の皆様様にマイナンバーカードをしっかりと取っていただけて、二〇二四年秋からマイナンバー保険証で前に進んでいきたいというふうに思っているところでございます。

○芳賀道也君 便利になることを否定はしませんが、その中で混乱が起らないように、丁寧に対応していただくことをお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○伊藤岳君 日本共産党の伊藤岳です。岡田大臣が代表を務める自民党石川県参議院選挙区第二支部の政治資金報告書によりまして、宣伝事業費の中に広報掲示板管理料を計上して、選挙区在住の有権者の方に一件当たり一万二千五百円から八万円を支出していました。この広報掲示板管理料という名目で現金を配る、公職に就く同じ議員として、私、こんな話聞いたことがありません。

公職選挙法の第九十九条の二には、公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならないと定めております。同第九十九条の二では、寄附の定義として、寄附とは、金銭、物品その他財政上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいうとしております。

岡田大臣にお聞きします。公職選挙法では、寄附はごく一部の例外を除いて禁止されている、しかも、禁止される寄附の定義は、社会通念上の概念より広く定義されている。大臣、これ、当然同じ認識です。お答え申し上げます。

委員お尋ねの公職選挙法につきましては、これは総務省の所管であり、この法律の具体的な解釈についてお答えする立場にはございませんが、私の認識について申し上げます。

まず、公職選挙法の寄附につきましては、ただいまも御指摘がありましたように、同法第七十九条第二項において、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のもの」というふうに規定されております。その上で、今御指摘がある広報掲示板管理料を